

居宅介護支援事業所

太田はびりす

重要事項説明書

～居宅介護支援事業重要事項説明書～

令和6年4月1日改定
(介護保険法改正による)

1. 様を担当させていただきます介護支援専門員は
氏名：です。
※担当介護支援専門員は、やむを得ない事由により変更となる
場合がございます、その場合には事前にご連絡をいたします。

当事業所が提供するサービスについてのご相談や、ご不明な点
などございましたらお気軽にご連絡をお願いいたします。

※平日午前9時～午後6時まで

2. 事業所の概要

事業所名	居宅介護支援事業所太田はびりす
所在地	〒373-0036 群馬県太田市由良町612
電話番号	0276-33-0888
FAX	0276-33-0889
群馬県指定番号	1070502115
管理者紹介	堀内元（ほりうちはじめ） 主任介護支援専門員・介護福祉士・介護事務管理士 上級救急救命講習修了・防火管理者
サービス提供地域	太田市全域、大泉町、足利市 ※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください
営業時間 公休日	平日午前9時00分～午後6時00分 ※土曜日曜、祝日、12月30日～1月3日
介護支援専門員の 研修参加計画	年2回以上の参加 研修参加後のレポート作成

3. 事業所の職員体制

職員の職種	資格	員数	勤務形態
管理者	主任介護支援専門員 介護福祉士・介護事務管理士	1名	常勤兼務
介護支援専門員	介護支援専門員 社会福祉士・歯科衛生士	2名	非常勤専従
職務内容	1) 当事業所の介護支援専門員としてのケア マネジメント業務 2) 従業員の管理、指導命令等		

4. 事業の目的

- 1、要介護状態となった場合においても、その利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援いたします。
- 2、利用者様の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者様の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう支援いたします。
- 3、利用者様の意思及び人格を尊重し、常に利用者様の立場に立って利用者様に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に支援いたします。
- 4、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、その改善を図ります。
- 5、地域のさまざまな関係機関との連携を図り、利用者様お一人お一人に応じたプランニングを提供いたします。

5. 当事業所の理念

- 担当利用者様全てを自らの家族と思い一連の居宅介護支援を提供します。
- 介護支援専門員として最高の知識、技術、情報、アイデア全てを介護計画に反映させます。

6. 運営方針

- 1、月1回の自宅訪問と面接の実施。
- 2、サービス担当者会議の開催及びサービス担当者に対する照会。
- 3、利用者様やご家族様への居宅サービス計画原案の説明と文書による同意及び交付。
- 4、居宅サービス計画の実施状況の記録の作成。

7. 提供するサービスの内容

1、《自宅訪問》

居宅サービス計画書の作成にあたり、利用者様のおかれている環境の評価や現に抱えている問題を把握するため、自宅訪問による面接調査をさせていただきます。また当該計画作成後においても、居宅サービス計画書の実施状況等を把握し自宅訪問等の方法により居宅サービス計画書の変更やサービス事業者の選定などを行い、サービス担当者会議などを通して利用者様やご家族様の希望を踏まえつつ、公正中立にケアマネジメントを提供します。

2、《居宅サービス計画書の作成》

自宅において日常生活を営むために必要なサービスを利用できるように、心身の状況等を勘案し、サービス担当者会議などを通して利用するサービスの種類及び内容、担当者等を定めた居宅サービス計画書を作成します。

3、《事業所間の連絡調整》

当該計画に基づきサービス提供が確保されるよう事業者との連絡調整を行います。

4、《相談業務》

電話、自宅訪問、来所等を通して利用者様やご家族様からの相談に適切に対応いたします。

5、《申請代行》

介護認定の申請やその他介護保険サービスを利用するにあたり必要な申請手続きの代行を行います。

6、《給付管理業務》

群馬県国民健康保険団体連合会に提出する介護保険の給付管理を行います。

8. 利用料金（居宅サービス計画の作成費用）

- I ☆利用料は介護保険で10割全額が支給され、
自己負担はございません☆

但し、介護保険料を滞納されますと、本来支給される利用料を全額自己負担しなければなりませんので、その場合には下記の利用料が発生することとなります。

※単位数単価：10.21

居宅介護支援費（Ⅰ）取扱件数が45件未満

要介護1、2 11,088円/1月

要介護3、4、5 14,406円/1月

※加算算定要件については別紙にて説明

Ⅱ 介護支援専門員が通常のサービス実施地域を超える地域に訪問、出張する必要がある場合には、その交通費（実費）の支払いが必要となります、当事業所のサービス実施地域（太田市全域及び大泉町）を超えた部分から1Kmにつき50円で算出した額を利用者様負担とさせていただきます。

9. お支払方法（実費が発生した場合）

●お支払方法は、口座自動引き落としとさせていただきます●

料金が発生する場合、月ごとの清算とし、10日までに前月分の請求を行い、毎月20日にお客様指定口座より自動引き落としとさせていただきます、領収書の発行に関し引き落とし口座情報に代えさせていただきます。

10. サービスの終了

1、利用者様のご都合によりサービスを終了する場合には1月以上の予告期間ののち契約解除ができます。

※解約料は一切発生いたしません。

2、当事業所の都合（人員不足等やむを得ない事由）により、サービス提供を終了させていただく場合がございます
その場合は、契約終了1ヶ月前までに文書により通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業所をご紹介させていただきます。

11. サービスの自動終了

- 1、利用者様がお亡くなりになった場合。
- 2、利用者様やご家族様などが当事業所や当事業所所属の介護支援専門員に対し本契約を継続し難いほどの背信行為をおこなった場合、文書で通知するとともに、即座にサービスを終了させて頂く場合がございます。
- 3、利用者様が介護保険施設に入所した場合。
- 4、介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、非該当（自立）、要支援1、要支援2と認定された場合

※太田市在住の方は太田市地域包括センター管轄となります。

※大泉町在住の方は大泉町地域包括センター管轄となります。

12. 入院時における医療機関との連携

ご利用者は、病院又は診療所に入院する必要がある場合、担当ケアマネジャーの氏名及び連絡先を、当該病院又は診療所にお伝え下さい。

13. 公正中立なケアマネジメントの確保

利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であり、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。

14. 個人情報の取扱いについて

- 1、当事業所の介護支援専門員及び当事業所の使用者（運営者）はサービス提供をする上で知り得た利用者様とご家族様に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。
- 2、当事業所は利用者様及びご家族様から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において個人情報を用いません。
- 3、当事業所は、利用者様の求めに従い、利用者様ご自身に関する情報（支援経過記録等）を開示しております。

※ただし、利用者様ご本人あるいは身元引受人でない方（他のご家族様等）からのご請求につきましては、書面にてご本人様及びそのご家族様の了解を得てからとなります、あらかじめご了承ください。

15. 事故発生時の対応

- 1、当事業所のサービス提供にあたり事故が発生してしまった場合には、ご家族様に報告するとともに適切かつ誠実な対応を行います。
- 2、事故が生じてしまった場合には、直ちに事故に至った経緯及び態様を調査し、事実を正確に把握します。
- 3、事故発生後はできるだけ速やかに市町村や関係機関へ正確に事故発生を報告をし、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

16. 緊急時の対応

- 1、当事業所のサービス提供にあたり、けがや体調の急変等の事態が発生した場合は、適切かつ迅速な応急措置を講じます。
- 2、利用者様の生命、身体、健康に危険またはその恐れがある時には、直ちに医師及び家族に連絡して必要な措置を講じます。
- 3、緊急事態が発生に至った経緯及び態様を速やかに精査し、正確な状況把握に努めます。

17. サービスに関する苦情相談窓口

当事業所苦情相談窓口

担当	管理者 堀内 元
電話番号	0276-33-0888
受付	平日午前9時～午後6時まで ※土日、祝日、12月30日～1月3日は休み
内容	1) 当事業所が提供するサービスについて 2) 当事業所が作成した居宅サービス計画に基づいて提供される各サービスについて

当事業所以外にも各行政機関に苦情相談窓口が設置されております

太田市役所	介護サービス課
	〒373-8718 群馬県太田市浜町2番35号 0276-47-1856

大泉町役場	高齢介護課
	〒370-0525 群馬県邑楽郡大泉町日の出55番1号 0276-62-2121

足利市役所	介護保険課
	〒326-0808 栃木県足利市本城3丁目2145 0284-20-2139

群馬県国民健康保 険団体連合会	介護保険課
	〒371-0846 群馬県前橋市元総社町335-8 0272-90-1323

18. 質の高いケアマネジメントの推進

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合及び各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合を別紙にてお示し致します。

19. 感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を図る観点から年1回以上研修を含めたカンファレンスの開催、訓練（シミュレーション）の実施等を行います。また有限会社ホクセイ新型コロナウイルス感染対策マニュアルの整備を行います。

20. 業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定(BCP)、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を行います。

21. ハラスメント対策の強化

介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、適切なハラスメント対策を行い詳細を就業規則内にて明文化します(第31条～第36条)。

22. 会議や多職種連携におけるICTの活用

運営基準において実施が求められる各種会議等（ご利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除く。）について、感染予防や多職種連携の促進の観点から以下を行います。

- 1) ご利用者が参加せず、医療機関の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にした上で、テレビ電話等を用いた対応も行います。
- 2) ご利用者が参加して実施するものについて、上記に加えて、ご利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施も行います。

23. 会議や多職種連携におけるICTの活用

ご利用者が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考に、テレビ電話等を活用しての実施も適宜行います※アセスメントやサービス担当者会議モニタリングは対象外とします。

24. ご利用者への説明・同意等に係る見直し

ご利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針を踏まえ、ケアプランや重要事項説明書等におけるご利用者への説明・同意等のうち、書面で行うものについて、原則電磁的な対応を取ります。

電磁的な対応とは①インターネット等を通じて電子メールを送信する方法、②ウェブサイト（ホームページ）に情報を開示し、これを見読又はダウンロードできるようにする方法、③当

該情報を記録したDVD、ICカード等の記録媒体を交付する方法をいいます。なお、電話及びFAXは電磁的方法には含みません。

25. 記録の保存等に係る見直し

介護サービス事業者の業務負担軽減やいわゆるローカルルールの解消を図る観点から、諸記録の保存・交付等について、原則として電磁的な方法を取らせていただきます。

26. ご利用者の人権の擁護及び虐待防止に関する事項

虐待の発生又はその再発を防止する観点から年1回以上の研修を含めたカンファレンスの開催、マニュアルの整備、担当者を定めます。

担当：管理者 堀内 元

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者様に対して本書面に
基づいて重要な事項を説明し同意を受け交付しました。

事業者名 有限会社ホクセイ
事業所名 居宅介護支援事業所太田はびりす
事業所の所在地 群馬県太田市由良町607



説明者 主任介護支援専門員

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援についての契約書
及び重要事項の説明を受け同意、受領しました。

利用者 住所

氏名

家族代表 住所

氏名

(続柄)

追記Ⅰ：令和1年10月1日改定(消費税10%改定による)

追記Ⅱ：令和3年 4月1日改定(介護保険法改正により18～26)

追記Ⅲ：令和6年 4月1日改定(介護保険法改正により①5頁：居宅介護支援費

②12頁：加算減算算定要件)

【病院等と利用者に関する情報共有を行うことに着目した評価】

- ①入院時情報連携加算（Ⅰ） 2,552円/1月に1回のみ
入院時情報連携加算（Ⅱ） 2,042円/1月に1回のみ

条件 （Ⅰ）介護支援専門員が病院又は診療所に訪問し、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合（Ⅱ）介護支援専門員が病院又は診療所に訪問する以外の方法により、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合

- ②退院、退所加算 2,042円～9,189円/回

※入院等期間中に1回まで算定可（全5段階）

条件 入院期間又は入所期間が30日以下の場合であって、退院又は退所に当たって、病院等の職員と面接を行い利用者に関する必要な情報を求めることその他の連携を行った場合

※初回加算を算定する場合は、算定できない

新規居宅サービス計画を策定した場合及び要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合についての評価】

- ③初回加算 3,063円/1月

- ④緊急時等居宅カンファレンス加算 2,042円/1月に2回まで

条件 病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合

減算算定要件

同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント
所定単位数の95%を算定

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者様に対して本書面に
基づいて重要な事項を説明し同意を受け交付しました。

事業者名 有限会社ホクセイ
事業所名 居宅介護支援事業所太田はびりす
事業所の所在地 群馬県太田市由良町607

説明者 主任介護支援専門員

堀内 元

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援についての契約書
及び重要事項の説明を受け同意、受領しました。

利用者 住所 太田市由良町563番地2

氏名 北村勇

家族代表 住所 太田市東矢島町169番地28

氏名 梅若順子

(続柄 次女)

追記Ⅰ：令和1年10月1日改定(消費税10%改定による)

追記Ⅱ：令和3年 4月1日改定(介護保険法改正により18～26)

追記Ⅲ：令和6年 4月1日改定(介護保険法改正により①5頁：居宅介護支援費

②12頁：加算減算算定要件)

